

對賀川豊彦氏の折衝が六月六日些々たる感情の問題のため不調に終り、造船所が団体交渉権を容認することに躊躇するの情明白となるや、其機微に乗じたる財団法人協調會總務部情報課長武藤七郎氏は賀川氏に慫慂するに「団体交渉権」は代ゆるに「工場委員制度を以てしたり。「工場委員制度」は協調會が添田、永井兩氏の主宰に歸したる當初より其普及せんことを熱心に希望しつゝありしところにして、協調會に於ける主要政綱と見るを得べきものとす。

武藤氏の此進言に對して賀川氏は、団体交渉権獲得に據る工場締付を工場委員制度に據る締付に變更するの不可ならざるを思惟するところあり。且藤求田造船所の意嚮が寧ろ工場委員會を労働者に與へんとするものなるを知れるあり。更に工場委員制度は賀川豊彦氏の持論の一端とも亦合致するものなりしかば茲に武藤氏に「工場委員制度」を得るも亦不可ならざる旨答へたり。賀川氏は此時經營者が工場委員制度を與へんとするの意嚮あるを觀取したれば、寧ろ機先を制し要求して之を獲得し、組合運動の上之を善用せんと決心したりしなり。一方武藤情報課長は賀川氏の然諾に依り協調會宛急電を發するところあり、協調會の添田理事は其電請に依り即夜「工場委員會要項案」を携へて下阪し、武藤氏は賀川豊彦氏に其案を示し、兩者會談の上、賀川氏は之に若干の修正を施して後賀川氏自身案として之を公表したり。三菱造船職工の要求の第一項工場委員制度の由來するところ斯の如くなると共に、川崎造船所に於て最初に蹶起したる電正會の要求する工場委員制度の其組織要項が協調

會頒布(大正十年九月)の労働委員會規則例とその骨子を一にするの理由は之に依つて明かなるべし。

一、三菱各社の紛糾、川崎の壓迫

三菱造船工作部所屬各部が七月五日嘆願書を提出したるは既記の如し。此嘆願書提出問題に處する會社造船工作部の態度は職工の理智に訴へて感情を度外視せるやの感あり、即ち工作部幹部は、自家の主張を説くに恩威並び用ひ、如何にもして職工代表の胸に三菱の所懐を理解せしめ、是に依りて箝議の波動を鎮めんと思惟せるかの如く、代表委員を動かせる力が大衆の感情にあることを假令知れりとするも、其感情は理性に訴へて抑へ得べきものとなせるが如かりき。爲に其の對爭議團策は執拗と見ゆるまでに善政々策に固執して應變の策に出づることなかりき。

五日桃野委員の寢込を襲ひ嘆願書の正本を押收し且つ之を敲首し、一方職工間の聯絡を絶ち、極力之が鎮撫に努めたるが、尙檜垣、山田、高橋、鈴木、川田の五委員が交渉委員として來るや、野村造船工作課長は、岩崎職工課長及守衛課長立會の上正式に會見したるも職工團提出の書類の不備は如何とすべからざるものあり、決局個人としての對決となり、職工團は一應書類を引取りて退出したり。

一方爭議の火元なる三菱内燃機工場にありては會社の所謂過激職工一宅正夫氏の解雇(十一回報告